

平成22年7月21日

子育て支援課

母子生活支援施設等に係る徴収金基準額表の改正について

1 改正理由

葛飾区児童福祉法施行細則中、児童福祉施設に係る費用徴収基準については、東京都の児童福祉法施行細則に準じているところである。今般、東京都が同基準額について改正を行ったため、母子生活支援施設及び助産施設に係る徴収金基準額表の一部を改正するもの。

2 改正内容

(1) 母子生活支援施設

階層区分のうち、C、D8、D9、D10、D11、D12～D14の徴収月額を改める。

(2) 助産施設

階層区分のうちC及びD1の1の徴収額を改める。

3 新旧対照表

裏面のとおり

4 適用日

平成22年7月1日

(1) 母子生活支援施設については、平成22年7月以後の月分の徴収金について適用し、同月前の月分の徴収金については、従前のとおりとする。

(2) 助産施設については、施行の日以後に申し込まれた助産の実施に要する費用の徴収について適用し、同日前に申し込まれた助産の実施に要する費用の徴収については従前のとおりとする。

葛飾区児童福祉法施行細則新旧対照表

別表第1(第20条関係)

母子生活支援施設及び助産施設徴収金基準額表

	世帯階層区分		徴収月額		徴収額	
			母子生活支援施設		助産施設	
			現行	改正	現行	改正
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		0円	同左	0円	同左
B	A階層を除き当該年度分の住民税非課税世帯		0円	同左	0円	同左
C	A階層及びD階層を除き当該年度分の住民税の課税世帯であって、その住民税の額の区分が次の区分に該当するもの	均等割の額のみ在世帯(所得割非課税世帯)	2,200円	同左	<u>1,300円</u>	<u>1,900円</u>
		所得割の額がある世帯	<u>2,700円</u>	<u>3,300円</u>	<u>2,400円</u>	<u>3,600円</u>
D1の1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当するもの	2,400円以下	4,500円	同左	<u>6,900円</u>	<u>9,000円</u>
D1の2		2,401円以上 8,400円以下			9,000円	同左
D1の3		8,401円以上 15,000円以下	6,700円	同左		
D2		15,001円以上 40,000円以下				
D3		40,001円以上 70,000円以下	9,300円	同左		
D4		70,001円以上 183,000円以下	14,500円	同左		
D5		183,001円以上 403,000円以下	20,600円	同左		
D6		403,001円以上 703,000円以下	27,100円	同左		
D7		703,001円以上 1,078,000円以下	34,300円	同左		
D8		1,078,001円以上 1,632,000円以下	<u>41,400円</u>	<u>42,500円</u>		
D9		1,632,001円以上 2,303,000円以下	<u>50,500円</u>	<u>51,400円</u>		
D10		2,303,001円以上 3,117,000円以下		<u>61,200円</u>		
D11		3,117,001円以上 4,173,000円以下		<u>71,900円</u>		
D12		4,173,001円以上 5,334,000円以下		<u>75,700円</u>		
D13	5,334,001円以上 6,674,000円以下					
D14	6,674,001円以上					